

様式 5

被処分者	認定証番号	山梨県公安委員会 第47-0093号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	セーフティー運転代行 (遠藤充)
	主たる営業所が所在する市町村	中巨摩郡昭和町
処分年月日		令和3年3月18日
処分内容		指示処分
処分理由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償責任保険(共済)契約を締結していたものの、保険(共済)掛金の未払いにより保険(共済)契約が失効した状態で、自動車運転代行業務を行ったこと。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項
処分を行った都道府県		山梨県